

令和3年9月24日

山都町議会議長 工藤 文範 様

経済建設常任委員長 藤原 秀幸

委員会審査報告書

認定第2号 令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された令和2年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

(意見)

令和2年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、149,501,810円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年度から統合による新たな水道事業が始まった。水道ビジョンにおける投資・財政計画（経営戦略）に基づき、財政基盤の強化や施設等更新計画による経営効率の向上など事業運営に努められたい。